

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年6月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 6件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：近畿（受）第1900630号

厚生局事案番号：近畿（国）第2000007号

第1 結論

昭和48年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和48年4月から昭和53年1月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和18年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和48年2月及び同年3月
② 昭和48年4月から昭和53年1月まで

請求期間①について、昭和48年3月頃、当時勤務していた事業所の関係者に国民年金の加入を勧められたことがきっかけで、その日の帰りにA市B区役所の窓口で国民年金の加入手続をし、その場で手持ちのお金から2か月分の保険料を納付した。

請求期間②に係る昭和48年4月からの免除申請も加入手続と同日に行い、その後毎年区役所から送付される免除の案内に返信し、承認の通知を受けていたことを記憶している。

証拠となる資料は、平成7年の自宅火災により焼失してしまったが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和48年3月頃に国民年金の加入手続を行い、当該期間に係る国民年金保険料をその場で納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号（＊）は、昭和54年1月17日にA市B区において払い出されており、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は昭和53年12月頃に行われたものと推認され、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、前述の加入手続が行われた昭和53年12月頃まで、国民年金に未加入であり、請求期間①に係る国民年金保険料を納付することができない上、当該加入手続当時は、国民年金の第三回特例納付実施期間であったが、請求者から請求期間①に係る国民年金保険料を遡って納付した旨の陳述はない。

請求期間②について、請求者は、国民年金の加入手続を行った同日に昭和48年4月からの国民年金保険料の免除申請を行い、その後毎年区役所から送付される免除の案内に返信し、承認の通知を受けていた旨主張している。

しかしながら、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続は昭和53年12月頃に行われたものと推認されるところ、当該加入手続が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできない上、当該加入手続時点において、制度上、請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請が遡って承認されることはない。

また、請求期間②は 58 か月と長期間であり、これほどの期間にわたって A 市 B 区及び管轄社会保険事務所（当時）が、国民年金保険料の免除申請に係る事務過誤を繰り返したとは考え難い。

さらに、請求期間①に係る国民年金保険料を現年度保険料として納付する、及び請求期間②に係る国民年金保険料を免除されるためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム等により氏名検索等を行ったが、前述の記号番号以外の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間①に係る国民年金保険料を納付していた、及び請求期間②に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（領収書、確定申告書控等）はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。また、請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900537 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000011 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は37万円、同年12月5日は46万5,000円、平成16年7月16日は37万6,000円及び同年12月3日は45万円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月5日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月3日

ねんきん定期便により、請求期間①から④までの各期間の賞与の記録がないことが分かった。私が保管している請求期間①から④までの各期間に係る賞与明細書、給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）等を提出するので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、預金通帳の写し、平成15年分及び平成16年分の源泉徴収票並びにA社の元役員及び複数の元従業員の回答から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書並びに平成15年分及び平成16年分の源泉徴収票により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は37万円、請求期間②は46万5,000円、請求期間③は37万6,000円、請求期間④は45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなってしまっており、解散時の事業主からも請求者の当該各期間に係る賞与支払の届出及び厚生年金保険料納付についての回答は得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900607 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000012 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成4年4月20日から平成9年12月28日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成4年4月から平成9年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成4年4月20日から平成5年3月1日までの期間、同年10月1日から平成6年10月1日までの期間、同年11月1日から平成7年9月1日までの期間、平成8年7月1日から平成9年1月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月28日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成4年4月から平成5年2月までの各月、同年10月から平成6年9月までの各月、同年11月から平成7年8月までの各月、平成8年7月から同年12月までの各月及び平成9年8月から同年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年4月20日から平成9年12月28日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務した請求期間に係る標準報酬月額が、同社発行の給料明細書に記載されている給与支給額と比べて低く記録されている。請求期間のうち、一部期間の給料明細書しか保管していないが、調査の上、請求期間における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給料明細書及び請求者の同僚が年金記録の確認申立てを行った際に社会保険事務所（当時）に提出した給料台帳から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認でき

る報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は既に解散しており、同社の元事業主も既に亡くなっているため、請求者の請求期間に係る届出や厚生年金保険料の納付について確認することはできないが、当該期間について、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成4年4月20日から平成5年3月1日までの期間、同年10月1日から平成6年10月1日までの期間、同年11月1日から平成7年9月1日までの期間、平成8年7月1日から平成9年1月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月28日までの期間については、前述の給料明細書、給料台帳及び日本年金機構の回答により確認できる当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成4年4月から平成5年2月までの各月、同年10月から平成6年9月までの各月、同年11月から平成7年8月までの各月、平成8年7月から同年12月までの各月及び平成9年8月から同年11月までの各月に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額から、別表の2のとおり訂正することが妥当である。

ただし、平成4年4月から平成5年2月までの各月、同年10月から平成6年9月までの各月、同年11月から平成7年8月までの各月、平成8年7月から同年12月までの各月及び平成9年8月から同年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900607 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000012 号

1 【請求期間のうち、厚生年金特例法による訂正を行う期間】

訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成4年4月から平成5年2月まで	24万円	10万4,000円
平成5年3月から平成6年9月まで	26万円	
平成6年10月	30万円	
平成6年11月から平成7年8月まで	28万円	
平成7年9月	30万円	
平成7年10月から平成8年8月まで	32万円	11万円
平成8年9月	34万円	
平成8年10月から同年12月まで	32万円	11万8,000円
平成9年1月から同年7月まで	36万円	
平成9年8月から同年11月まで	34万円	

2 【請求期間のうち、厚生年金保険法（第75条本文）による訂正を行う期間】

訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額
平成4年4月から平成5年2月まで	26万円
平成5年10月から平成6年9月まで	28万円
平成6年11月から平成7年8月まで	30万円
平成8年7月から同年12月まで	36万円
平成9年8月及び同年9月	
平成9年10月及び同年11月	38万円

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900627 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000013 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から昭和 44 年 1 月 25 日まで
② 昭和 44 年 8 月 26 日から昭和 46 年 7 月 1 日まで

A社には、昭和 42 年 7 月に入社し、その後 4 年間ほど継続して勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 44 年 1 月 25 日、同喪失年月日が同年 8 月 26 日となっており、請求期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間①及び②について、A社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社に勤務し、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、A社の請求期間①及び②当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、当時の資料は全て廃棄しており、一切保管していない旨陳述しており、事業所から請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間①又は②にA社で厚生年金保険被保険者記録がある 23 人に照会したが、回答のあった 14 人のうち 11 人は、請求者を記憶しておらず、請求者を記憶していると回答した 3 人は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除はいずれも不明と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、昭和 43 年 3 月 7 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、請求期間①のうち昭和 42 年 7 月 1 日から昭和 43 年 3 月 6 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない上、商業登記の記録、請求者の陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、同社は飲食業を営む事業所であると認められるところ、当時の厚生年金保険法では、飲食業は強制適用とはならないことから、当該期間について、同社は、厚生年金保険の適用事業所要件を満たさない事業所であったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900652 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000014 号

第1 結論

請求者のA社（現在はB社）における平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日に係る標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年3月9日
② 平成27年12月15日
③ 平成28年3月14日

A社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、B社から提出された賃金台帳及び取引銀行発行の振込明細書により、請求者は当該各期間にA社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900634 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000015 号

第1 結論

請求者のA社（現在はB社）における平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年3月9日
② 平成27年12月15日
③ 平成28年3月14日

A社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、B社から提出された賃金台帳及び取引銀行発行の振込明細書により、請求者は当該各期間にA社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900635 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000016 号

第1 結論

請求者のA社（現在はB社）における平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日に係る標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年3月9日
② 平成27年12月15日
③ 平成28年3月14日

A社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、B社から提出された賃金台帳及び取引銀行発行の振込明細書により、請求者は当該各期間にA社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900636 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000017 号

第1 結論

請求者のA社（現在はB社）における平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日に係る標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月9日、同年12月15日及び平成28年3月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年3月9日
② 平成27年12月15日
③ 平成28年3月14日

A社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、B社から提出された賃金台帳及び取引銀行発行の振込明細書により、請求者は当該各期間にA社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900615 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000008 号

第1 結論

昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで

昭和 59 年 3 月に大学院を卒業後、高等学校及び短期大学の非常勤講師として勤務を始めた同年 4 月に、A 市 B 区役所又は同区役所 C 支所において、国民年金の加入手続を行った。

請求期間に係る国民年金保険料については、毎月送付されてきた納付書に現金を添えて、A 市内の金融機関等において、毎月納付した。

しかし、請求期間について、国民年金保険料の未納期間と記録されているので、調査の上、納付済期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 4 月に A 市 B 区役所又は同区役所 C 支所において、国民年金の加入手続を行い、加入後、請求期間に係る国民年金保険料を毎月納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者記録から判断すると、請求者が A 市 B 区から転居した同市 D 区において、平成 7 年 10 月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、当該加入手続をするまで、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和 59 年 4 月 1 日と記録されており、前述の加入手続時期（平成 7 年 10 月）からすると、遡って被保険者資格の取得処理が行われたものと考えられるところ、国民年金法の時効の規定により、当該加入手続時期において、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間直後の昭和 63 年 4 月から平成 5 年 8 月までの被保険者期間については、平成 7 年 10 月 25 日に国民年金第 3 号特例納付の期間として遡って処理されており、このことは昭和 59 年 4 月に国民年金の加入手続を行った後、毎月継続して国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900496 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000018 号

第1 結論

請求期間①及び請求期間②について、請求者の特殊法人船舶運営会における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 5 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 20 日から同年 10 月 14 日まで

② 昭和 20 年 2 月 5 日から同年 4 月 1 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、特殊法人船舶運営会（以下「船舶運営会」という。）に、船員徴用令による徴用船員として雇用されていた期間のうち、請求期間①及び請求期間②に係る船員保険の被保険者記録がない。

請求期間①は、船舶運営会 A 訓練所において訓練を受けていた期間及び当該訓練課程修了後、昭和 19 年 10 月に B に乗船するまで予備船員として船舶運営会の寮で乗船命令を待っていた期間であり、請求期間②は、昭和 20 年 2 月に病気で B を下船した後、同年 5 月に C に乗船するまで予備船員として船舶運営会の寮で乗船命令を待っていた期間の一部である。

請求期間①及び請求期間②においても、船舶に乗り組んでいた期間と同様に徴用船員として船舶運営会に雇用されており、徴用船員であれば、船舶に乗り組んでいない期間であっても、当然に船員保険の被保険者となるはずであるので、当該各期間を船員保険の被保険者期間として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された船舶運営会 A 訓練所発行の修了証書、国土交通省海事局船員政策課の回答、D 社の事業承継会社である E 社の回答及び請求者の陳述から、請求期間①のうち、昭和 19 年 4 月 20 日から同年 6 月 20 日までの期間については、船舶運営会 A 訓練所に入所していた期間であり、昭和 19 年 6 月 20 日から同年 10 月 13 日までの期間については、前述の訓練所における訓練課程の修了日から、同会が管理する D 社所有の B に乗り組むまでの、船外で待機していた期間であったと考えられる。

また、請求期間②については、E 社の回答及び請求者の陳述から、請求者が船舶運営会の管理下におかれた船員として、B の下船日から同会が管理する D 社所有の C に乗り組むまでの、船外で待機していた期間であったと考えられる。

一方、船員保険の被保険者については、船員保険法（昭和 14 年 4 月 6 日法律第 73 号）第 17 条において、「船員法第一条ニ規定スル帝国臣民タル船員ニシテ本法施行地ニ船籍港ヲ定ムル船舶ニ乗組ムモノハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されていたところ、同法（改正昭和 20 年 2 月 19 日法律第 24 号）第 19 条により、昭和 20 年 4 月 1 日から予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が開始され、同日までは、乗船していない者は船員保険の被保険者の要件に該当しないことから、請求期間①及び請求期間②において、請求者は船員保険の被保険者の要件を満たしていない。

また、請求者は、請求期間①及び請求期間②において、自身を船員徴用令による徴用船員であったとした上で、徴用船員であれば、昭和 20 年 3 月以前に予備船員であったとしても、同令により船員保険の被保険者として取り扱われていた旨主張しているところ、日本年金機構 F 事務センターは、昭和 20 年 3 月以前において、船員保険の被保険者の要件に該当しない者を、徴用船員であることを理由として船員保険の被保険者とする取扱いは行っていなかった旨回答している。

さらに、船舶運営会は昭和 25 年に商船管理委員会に改組され、同委員会は商船管理委員会の解散及び清算に関する法律（昭和 27 年法律第 24 号）により解散していることから、請求期間①及び請求期間②における船員保険被保険者の予備船員の適用について確認することはできない。

このほか、請求期間①及び請求期間②において、請求者が船員保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①及び請求期間②において、船員保険の被保険者であったことを認めることはできない。